

2. 労災保険による補償も受けられます

パートタイム労働者でも労災保険による補償を受けることができます。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付があります。また、通勤災害についても同様の給付があります。

そのほか、事業主の行う定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する項目で異常の所見が見られた場合に支給する二次健康診断等給付があります。

労災保険の適用・給付の詳細については、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

3. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

すべての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除く常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の強制適用事業所となります。適用事業所の従業員であれば、パートタイム労働者であっても一定の要件を満たせば被保険者になります。パートタイム労働者に対する社会保険の適用は、原則次のとおりです。

資格要件	所定労働時間	1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者(注1)	
	年 収	原則として年収が130万円(180万円(注2))未満	
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	(家族が健康保険等被用者保険に加入している場合)健康保険等被用者保険の被扶養者 (家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合)国民健康保険の被保険者
	年 金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合)厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者) (配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合)国民年金の第1号被保険者

(注1) 保険者が労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して、常用的使用関係が認められれば、社会保険が適用されます。

(注2) 認定対象者が60歳以上の者である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

また、いわゆる「短時間正社員」に対する適用については、当該事務所の就業規則等における短時間正社員の位置づけを踏まえつつ、労働契約の期間や給与等の基準等の就労形態、職務内容を基に判断します。具体的には、

- ①労働契約、就業規則及び給与規程等に、短時間正社員に係る規定がある
- ②期間の定めのない労働契約が締結されている
- ③給与規程等における、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等である場合であって、か